

西尾市行財政改革推進計画

(集中改革プラン)

(平成 17 年度 ~ 平成 21 年度)

西 尾 市

目 次

集中改革プラン策定の背景	1
集中改革プランの位置づけ	1
集中改革プランの取組項目	1
1 行政の担うべき役割の重点化	1
1-1 民間委託等の推進	1
1-2 指定管理者制度の活用	2
1-3 PFI手法の適切な活用	2
1-4 地域協働の推進	2
2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	3
3 定員管理及び給与の適正化等	3
3-1 定員管理の適正化	3
3-2 給与の適正化	4
3-3 定員・給与等の状況の公表	4
3-4 福利厚生事業	4
4 人材育成の推進	5
5 公正の確保と透明性の向上	5
6 電子自治体の推進	6
7 自主・自立性の高い財政運営の確保	6
7-1 顧客志向・成果志向の行財政システムへの変革	6
7-2 経費の節減合理化等財政の健全化	7
8 地方公営企業	10
9 市民サービスの向上等	11

「集中改革プラン」策定の背景

本市においては、平成7年に「第1次実行計画」、平成11、12年度に第1次実行計画の実施状況を踏まえ、さらに行政改革を推進するため、その計画を見直し、目標年度と可能な限り数値目標を定めたより具体的な実行計画として、新たに「第2次実行計画」を策定し、行政改革に取り組み、行財政運営の効率化において一定の成果を挙げてきました。また、平成17年3月には、持続可能な行財政システムの確立を目指した「行財政改革推進計画（第3次実行計画）」（計画期間：平成17年度～平成21年度）を策定し、改革に取り組んできたところです。

その取組項目には、民間委託等の推進、職員の定員適正化、行政評価制度の活用、人材育成の推進などを掲げています。

一方、総務省より平成17年3月29日付で全国の地方公共団体に対して、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されました。この指針では、計画的な行政改革の推進と説明責任の確保を図るため、従来の行政改革大綱の見直しと具体的な取り組みを集中的に実施することとし、平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までの取り組みを明示した計画「集中改革プラン」を策定するよう求めています。

その内容として、民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、経費節減等の財政効果などとなっています。

「集中改革プラン」の位置づけ

本市の行財政改革推進計画（第3次実行計画）と総務省より示されている集中改革プランの内容、計画期間が一致していますので、行財政改革推進計画の第4章行政の体質改善に向けたシステム改革、第5章当面の財源不足解消のための改革に掲げられている取組項目を総務省から示された項目形態に合わせ、「集中改革プラン」としたものです。したがって、これまでの取り組みの基本的な考え方や項目等の変更はありません。

集中改革プランの取組項目

1 行政の担うべき役割の重点化

1 - 1 民間委託等の推進

行政運営の効率化や市民サービスの向上のため、市が今後も実施すべき業務であるかどうかの検証をもとに、民間委託等の実施が適当な事務事業については、計画的に民間委託等を推進します。

取組項目	取組内容	目標年度
「外部委託(アウトソーシング)計画の策定	外部委託に関する指針を含めた、外部委託の計画を策定(平成18年度)し、順次取り組む。	平成18年度

1 - 2 指定管理者制度の活用

「公の施設」の管理運営については、これまで市が直接行うか、公共的団体などに管理を委託してきましたが、今後は、地方自治法の一部改正に伴い創設された指定管理者制度を活用し、民間事業者等も含めた団体に管理を委ねることで、市民サービスの向上と経費の縮減を図ります。

取組項目	取組内容	目標年度
指定管理者制度の活用	「西尾市指定管理者制度の導入に係る方針」(平成17年4月)に基づき、制度を活用し、導入に取り組む。 平成18年度導入 17施設 当面直営で管理運営を行う施設においても、業務の委託を拡大しながら、業務実績を見極めた上で、指定管理者制度の活用を検討する。	平成21年度

1 - 3 P F I手法の適切な活用

P F I事業は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の整備を行うものであり、設計・建設・維持管理・運営を一体的に扱うことによる事業コストの削減や質の高いサービスの提供が期待できます。しかし、P F I事業では従来の行政にはない知識やノウハウを必要とし、また事業メリットを發揮するためには一定以上の事業規模が必要とされていることから、十分に研究を行ったうえで活用を図ります。なお、P F I手法の活用にあたっては、「西尾市P F I研究会報告書」(平成17年3月)に基づき検討します。

1 - 4 地域協働の推進

これからのまちづくりや行政運営に欠かすことのできない市民等との協働については、市民参画や協働のルールづくりを行うとともに、N P Oやボランティア団体、コミュニティ等の市民活動団体の活動や組織化を総合的に支援しながら、行政運営に協働を取り入れるなど積極的に推進していきます。

取組項目	取組内容	目標年度
アダプトプログラムの導入	市民と行政が協働で住みよい生活環境を保つため、アダプトプログラム(里親制度)を導入して、公共施設の環境美化を推進する。	平成 18 年度
NPOとの協働の推進	NPOとの協働における具体的支援を検討する。	平成 20 年度

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

地方分権の進展など市政を取り巻く環境は変化しており、新たな行政需要や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、絶えず組織機構を検討していく必要があります。そのため、事務事業のあり方や手段を見直し、組織の簡素・合理化や従来の縦割り組織では対応しきれない政策課題に弾力的かつ横断的に対応できる組織化を図ります。

取組項目	取組内容	目標年度
フラット型組織の構築	グループ制の推進 機動的・弾力的な業務体制を構築するため、グループ制の導入を全庁的に拡充する。	平成 17 年度
組織内分権の推進	施策別に枠配分する予算編成システムを構築し、組織内分権の推進を図る。	平成 19 年度

3 定員管理及び給与の適正化等

3 - 1 定員管理の適正化

これまで職員の定員管理の適正化については、新たな行政需要による増要因に対しても総抑制を基本に対応し、その削減に取り組み、成果を挙げてきたところがあります。引き続き、各年度の事業量を見極めながら、職員の適正配置、事務事業の見直し、民間委託等を進めるとともに、再任用職員、臨時職員等を職務内容に応じて効果的に配置し、定員管理の適正化に努めます。

定員管理の適正化のための数値目標は、別に定める「定員適正化計画」による。

(参考)

職員数の過去の増減実績

(単位：人)

年	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H11 対 H16
職員数	920	904	870	844	831	829	
対前年増減数		16	34	26	13	2	91(9.9%)

病院事業(診療部、看護部)及び教育長を除いた全職員数。

3 - 2 給与の適正化

(1) 給与構造改革に伴う給与改定

取組項目	取組内容	目標年度
給料表の改定	給料表を全面改訂し、平均4.8%引き下げる。	平成18年度

(2) 手当等の見直し

取組項目	取組内容	目標年度
通勤手当の見直し	徒歩通勤者及び通勤距離片道1キロメートル未満の者の手当を無支給とし、2キロメートル未満の者の手当を現行の2分の1とする。 通勤距離片道(実測)で2キロメートル未満の者の手当を無支給とする。	平成17年度 平成18年度
退職手当の見直し	国に準じて退職手当の見直しをする。	平成18年度
特殊勤務手当の見直し	年未年始手当、運転手当、整備手当及び獣医手当を廃止する。 危険手当など一部支給額の見直しをする。	平成18年度
旅費の日当の見直し	公用車等による県内の出張について、日当を無支給とする。なお、議員、市長、助役、収入役、教育長及び非常勤特別職の旅費についても同様の取り扱いとする。	平成18年度
職員の勤務時間の弾力的運用	夜間勤務等が求められる職場について、超過勤務の抑制と健康管理を目的とした勤務時間の弾力的な運用を推進する。	平成21年度

3 - 3 定員・給与等の状況の公表

職員の給与等の公表は、地方公務員法の改正を受け、平成17年3月に制定した「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市広報紙、ホームページを利用し公表します。

取組項目	取組内容	目標年度
定員・給与等の状況の公表	採用や給与等の状況を市民にわかりやすく公表する。	毎年度

3 - 4 福利厚生事業

職員の福利厚生事業は、主に職員の会費と市からの助成金で運営されている職員互助会において、事業が行われています。社会経済状況、公費負担の適正化等の観点から事業の見直しを行う必要があります。

取組項目	取組内容	目標年度
福利厚生事業の見直し	職員互助会事業の見直しを行い、市からの助成金の負担率の引き下げをする。	平成 18 年度

4 人材育成の推進

これからの分権型社会を担っていくためには、自己決定・自己責任の原則のもとに、本市の特性を活かした新しい価値を創造していく能力を備えた職員を育成するため、「人材育成方針」を策定し、職員研修を充実し、総合的な人材育成に努めます。

取組項目	取組内容	目標年度
人材育成方針の策定	西尾市の求める職員像を定め、計画的な人材育成と職場の活性化に取り組むための指針を策定する。	平成 17 年度
計画的な研修計画の策定	研修ニーズの変遷に伴い、研修コースや内容は毎年見直し、各年で計画的な研修計画を策定する。	毎年度
「整理、整頓、清掃、清潔、躰」の 5 S 運動の導入	5 S 運動を通じて、良好な職場環境を作り、効率的に業務を行うと共に、自主性やリーダーシップの向上を図る。	平成 17 年度
民間手法の導入	人材育成の方策等の検討にあたっては、民間の優れた手法を取り入れる。	平成 17 年度
職場診断アンケートの実施	職員の意識レベルや職場の現状と課題を分析し、職場の活性化を図る。	平成 18 年度

5 公正の確保と透明性の向上

地方分権の推進に伴う、地方公共団体の自己決定権の拡大に対応するとともに、行政の公正を確保し、透明性の向上を図るため、行政手続制度、情報公開制度の活用や市民参画手法の導入により、市民との情報の共有などに努め、円滑な行政運営を図ります。

取組項目	取組内容	目標年度
審議会等への公募市民の参加	審議会等へ市民の多様な意見を反映させるため、可能な限り委員の公募を行い、市民の市政運営への参加を図る。	毎年度

取組項目	取組内容	目標年度
パブリックコメント制度の導入	<p>政策形成過程の情報の透明化など開かれた市政を実現させるため、パブリックコメント制度の導入をする。</p> <p>パブリックコメント制度とは 事前に案を公表して、氏名、団体名を明記した市民等の意見を募集し、提出された意見を取り入れながら成案化するための手続きを定めたもの。</p>	平成 17 年度

6 電子自治体の推進

情報セキュリティの確保に十分留意しつつ、共同アウトソーシングの推進、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク(LGWAN)などの利活用に取り組み、市民サービスの向上や事務処理の効率化を推進していきます。

取組項目	取組内容	目標年度
電子申請・届出システムの拡充	<p>愛知県と県内市町村が共同で開発したシステムが平成 17 年 1 に稼動し、「住民票の写しの交付の請求」をはじめ 23 手続きができるようになっているが、今後利用できる手続きの拡充を図る。</p> <p>・平成 17 年度 7 手続き追加</p>	平成 21 年度
公共施設予約システムの導入	<p>愛知県と県内市町村が共同で行うシステム開発に参加し、導入に取り組む。</p> <p>・屋外スポーツ施設 平成 18 年度稼動予定 ・屋内スポーツ施設 平成 19 年度稼動予定 ・文化施設 平成 20 年度稼動予定</p>	平成 20 年度
電子入札システムの導入	<p>愛知県と県内市町村が共同で行う入札参加資格申請、入札等に関する一連の事務をシステム化する開発に参加し、導入に取り組む。</p>	平成 19 年度

7 自主・自立性の高い財政運営の確保

7 - 1 顧客志向・成果志向の行財政システムへの変革

取組項目	取組内容	目標年度
行政評価制度の充実	<p>現行の事務事業評価に施策評価を含めた行政評価システムの構築を図る。</p>	平成 19 年度

取組項目	取組内容	目標年度
行政評価制度の充実	行政評価を通して総合計画、予算との連携したシステムの構築を図る。	平成 19 年度
プロセスの「見える化」の徹底	組織の契約制度の導入 年度当初に組織(各課)の年間目標を書面上で明らかにし、部長との契約(約束)を行う。	平成 18 年度
	業務のマニュアル化 業務内容をマニュアル化し、業務手順書として整える。	平成 18 年度

7 - 2 経費の節減合理化等財政の健全化

(1) 歳入関係

取組項目	取組内容	目標年度
市税収入の確保	税基盤の強化 企業誘致など税収入を高める方策を総合的な施策をもって推進するため、企業進出を容易にする環境整備を図る。	平成 17 年度
	市税収納率の向上 市税の収納率の更なる向上を図るため、その数値目標を定め、滞納額の削減に取り組む。 【現年課税分収納率 98.9 %以上の確保】 ・徴収体制及び訪問徴収の強化等滞納整理の促進 ・月末の土曜及び日曜日の午前中に特別納税相談を実施 ・口座振替の推進 ・コンビニエンスストアでの納付方法の導入 ・法的措置の執行強化	平成 21 年度
未利用財産の処分	市の財産として有効活用を図ることができない土地などを処分する。	平成 17 年度
受益者負担の適正化	施設やサービスの提供に要する費用を公表し、市民とコスト意識の共有化を図る。	平成 18 年度

取組項目	取組内容	目標年度
受益者負担の適正化	料金算定の考え方や見直し時期などの基準を設ける。	平成 18 年度
	各種使用料等の見直し 保育所保育料、看護専門学校授業料、幼稚園使用料、市税関係諸証明手数料、各公共施設使用料、各種講座の受講料、公共下水道使用料(公共下水道事業特別会計)など	平成 21 年度
	無料の施設・サービスの検証 応益性、公平性の観点から、無料となっているサービスの有料化の調査・研究及び検証を行う。	平成 18 年度
	家庭ごみ処理の有料化 ごみの減量化の推進とともに、ごみ処理の有料化の必要性を市民への理解を図る。	平成 18 年度
多様な収入の確保	多様な収入の確保に向け、様々な可能性を追求し、その実施を検討する。 (例)市が発行する印刷物等を活用した収入の確保など	平成 18 年度
市税以外の未収金対策	市税収能率の向上への取組みと同様に、市税以外の未収金の徴収強化を図る。	平成 21 年度

(2) 歳出関係

取組項目	取組内容	目標年度
内部管理経費の削減	事務服の貸与の廃止	平成 17 年度
	委託料の抑制 各種委託業務の内容、回数などを検証し、可能な範囲での縮減を図る。	平成 17 年度
補助金等の見直し	第 2 次実行計画における基本方針を継承するが、その実効性を高めるため、有識者らによる第三者審査会の設置を検討する。 第 2 次実行計画における補助金等の見直しの主な事項 1 基本方針 (1) 終期の設定 ア 補助金の交付期間は最長 5 年 イ 既存の補助金で 5 年を経過したものは、廃止対象	平成 18 年度

取組項目	取組内容	目標年度
補助金等の見直し	<p>ウ 引続き交付する必要がある場合は、新設と同様の手続きによる</p> <p>2 見直し基準</p> <p>(1) 共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化により補助目的は適切か ・本来、市が補助すべきものであるか ・補助対象となっている経費の使途が明確であるか ・会計処理及び実績報告が正確に行われているか <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 団体運営補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間 10 万円以下の少額補助金は廃止 ・繰越金が補助金の額を上回っている場合は休止 ・食糧費及び旅費の占める割合が 30% 超の場合は休止 ・団体運営費補助金は、事業対象を明確にし、事業費補助金に切り替える <p>イ 補助率は原則として補助対象経費の 3 分の 1 以内</p> <p>ウ 人件費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市施設管理協会等の市職員 0B 等の給料に対する補助金の見直し <p>エ この基準の適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県協調補助金 ・臨時的補助金 <p>(3) その他</p> <p>ア 県補助金削減額を容易に上乗せ補助しない</p> <p>イ 市担当者が団体の事務局を兼ねることの見直し</p>	
	<p>市税の前納報奨金制度の廃止</p> <p>市税の前納報奨金制度の廃止について検討する。</p>	平成 18 年度
扶助費の見直し	<p>国県制度の基準を上回るサービス及び市単独の扶助費を見直す。</p>	平成 18 年度
公債費の適正化	<p>公債費の平準化に努める。</p>	平成 18 年度
投資的事業のコスト縮減と重点化	<p>投資的事業のコスト縮減</p> <p>国などの新行動計画を踏まえ、新たな行動計画を策定する。</p>	平成 18 年度

取組項目	取組内容	目標年度
投資的事業のコ スト縮減と重点 化	投資的事業の重点化 財源配分に優先順位を付けて計画的に進める。	平成 17 年度
	建物の長寿命化、コストの縮減、計画的・効率的な 予算執行を可能にする、施設の改修などを計画的に 行うシステムづくりを検討する。	平成 18 年度
外郭団体等の改 革	「西尾幡豆広域連合」の構造改革の推進により、構 成団体の負担金の抑制を図る。	平成 18 年度
	「(社)西尾市シルバー人材センター」の構造改革 の推進により、市からの人的、資金的支援の軽減を 図る。	平成 18 年度
	「(社)西尾市社会福祉協議会」の構造改革の推進 により、サービスを向上させるとともに、内部経費 等の削減に努め、市の人的、資金的負担の軽減を図 る。	平成 18 年度
	「西尾市都市施設管理協会」の構造改革の推進によ り、一層の効率化とサービスの向上を図る。	平成 18 年度

8 地方公営企業

本市の地方公営企業として、下水道事業と病院事業があります。

地方公営企業については、経営に関する基本原則を堅持しながら、経費等の節減に努め、経営の健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図ります。

【下水道事業】

下水道事業に属する職員が極めて少数で、一般会計事業と兼ねて行っているため、定員管理の数値目標や取組項目について、一般行政部門と合わせて進めていきます。

【病院事業】

病院事業の定員管理については、医療職員削減が必ずしも利益増加につながらないため、数値目標の設定はしていません。事務部門は職員が極めて少数のため、一般行政部門と合わせて進めていきます。

9 市民サービスの向上等

取組項目	取組内容	目標年度
行政サービス地域拠点の整備	公民館等の市民の身近なところでの行政サービスの拡充と利用しやすい施設づくりに取り組む。	平成 19 年度
市役所窓口の平日延長または日曜開庁	市民の利用の多い市役所窓口の平日の開設時間の延長または日曜日の半日開庁を検討する。	平成 18 年度
公共施設の見直し	<p>施設の利用実態、類似施設の有無などを把握し、必要に応じ施設形態・事業内容の変更や統廃合を検討する。</p> <p>利用形態の見直し</p> <p>市民にとって利用しやすい施設を目指し、利用時間の延長や使用料・休館日などについて見直しを行なう。</p>	平成 18 年度